

〈とうしん〉NEWS RELEASE

2026年2月19日

東山口信用金庫

お客様 各位

普通預金（とうしん教育資金一括贈与専門口座）のお申込期限について

2025年12月19日公表の「令和8年度税制改正大綱」において、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」については、適用期限を延長せず、2026年3月末をもって終了する旨が明記されました。

上記公表をうけ、当金庫における「普通預金（とうしん教育資金一括贈与専門口座）」（以下、本サービス）についても、2026年3月末をもって取扱いを終了いたします。

つきましては、本サービスのお申込期限、およびお預け入れ期限は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

お申込にあたりご準備いただく書類等もございますので、新規お申込、追加入金をご検討のお客さまはお早めにお近くの支店窓口もしくはお取引店へご相談いただくよう、お願い申し上げます。

お申込期限	2026年3月6日（金）
贈与資金のお預け入れ期限	2026年3月31日（火）15時まで

【ご注意事項】

- お申込時に内容の不備等があった場合は、教育資金贈与の手続きは完了とはなりません。
- お申込完了後、贈与資金のお預け入れが上記期限まで完了しない場合、贈与税の非課税措置の適用を受けることができません。
- お申込のお手続きにはお時間がかかるため、事前に最寄りの店舗へ相談・予約をお取りいただくようお願いいたします。

以上